

○東京藝術大学顧問規則

〔平成18年1月19日〕
制 定
改正 平成25年10月24日

(趣旨)

第1条 この規則は、本学の運営に資するため、東京藝術大学顧問（以下「顧問」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本学に顧問を置くことができる。

(職務)

第3条 顧問は、学長の諮問に応じ本学の運営に関し助言及び支援を行う。

(委嘱)

第4条 顧問は、次に掲げる者の中から役員会の議を経て学長が委嘱する。

(1) 本学の学長経験者

(2) 大学運営に関し、深い見識と経験を有する者

(任期)

第5条 顧問の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(報酬)

第6条 顧問は、無報酬とする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成18年1月19日から施行する。

2 この規則施行後、最初に委嘱される顧問の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。